

## 公立大学法人県立広島大学職員給与規程

平成19年4月1日

法人規程第56号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学職員就業規則(平成19年法人規程第52号。以下「就業規則」という。)第27条の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学(以下「法人」という。)に勤務する職員(就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料並びに初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払い)

第3条 職員の給与は、その全額を現金で直接その職員に支払わなければならない。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項ただし書の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払う。

2 理事長は、職員から申出があった場合において、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金への振り込み(以下「振り込み」という。)の方法によって支払うことができる。

3 前項の申出は、書面を理事長に提出して行うものとする。申出を変更する場合においても、同様とする。

4 前項の書面には、振り込みを希望する金額、振り込みを受ける預金の口座その他振り込みの実施に必要な事項を記載しなければならない。

5 その他振り込みに関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(給料)

第4条 給料は、正規の勤務時間(公立大学法人県立広島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成19年法人規程第60号。以下「勤務時間等規程」という。)第6条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬として、すべての職員に対して支給する。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表(別表第1)

(2) 一般職給料表(別表第2)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

(職務の級及び号給の決定)

第6条 職員の職務の級は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

(昇給の基準)

第7条 職員の昇給は、理事長が別に定める場合を除き、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(第24条に規定する管理職手当を支給されるものに限る。))及び一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(6級であるものにあつては、第24条に規定する管理職手当を支給されるものに限る。))にあつては、3号給)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳(教育職給料表の適用を受ける職員にあつては、58歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(第24条に規定する管理職手当を支給されるものに限る。))及び一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(6級であるものにあつては、第24条に規定する管理職手当を支給されるものに限る。))にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(復職時等における号給の調整)

第8条 就業規則第15条第1項の規定により休職にされた職員が復職し、公立大学法人県立広島大学職員の育児休業等に関する規程(平成19年法人規程第61号。以下「育児休業等規程」という。)第3条第1項の規定により育児休業をし、公立大学法人県立広島大学職員の介護休業に関する規程(平成19年法人規程第62号。以下「介護休業規程」という。)第3条第1項の規定により介護休業をし、若しくは就業規則第14条第1項の規定により出向した職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日以後において、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給方法等)

第9条 給料の支給日は、毎月19日とする。ただし、その月の19日が休日、日曜日又はその月の第3土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又はその月の第3土曜日でない日を支給日とする。

2 初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，単身赴任手当及び管理職手当は，理事長が別に定める場合を除いて，給料の支給方法に準じて支給する。

3 特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当は，その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし，その日に支給することができない特別の事情があるときは，その日後において支給することができる。

第10条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し，昇給，降給等によって給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは，その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定によって給料を支給する場合であって，その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その月の現日数から勤務時間等規程第4条第1項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給料の調整額）

第11条 理事長は，給料月額が，職務の複雑，困難若しくは責任の度又は勤労の強度，勤務時間，勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは，その特殊性に基づき，給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は，調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

（初任給調整手当）

第12条 教育職給料表の適用を受け，医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし，かつ，採用による欠員の補充が困難であると理事長が認める職に新たに採用された職員には月額50,000円を超えない範囲内の額を，採用の日から35年以内の期間において，採用後理事長が別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて，初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち，同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には，同項の規定に準じて，初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲，初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は，理事長が別に定める。

（扶養手当）

第13条 扶養手当は，扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは，次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に

掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子，父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子，父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子，父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子，父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第15条 地域手当は，本部，県立広島大学広島キャンパス及び県立広島女子大学（以下「広島キャンパス等」という。）に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は，給料，扶養手当及び管理職手当の月額合計額に，100分の3を乗じて得た額とする。

第16条 広島キャンパス等に在勤する職員がそれ以外の部署に異動をした場合又はこれらの職員の在勤する勤務箇所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転（以下この項において「異動等」という。）の日の前日に広島キャンパス等に引き続き6か月を超えて在勤していた場合に限る。）においては，当該職員に対し，前条の規定にかかわらず，当該異動等の日から2年を経過するまでの間，給料，扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 100分の3

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）  
100分の2.4

2 地方公務員，国家公務員その他理事長が別に定める者が，人事交流等により引き続き第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員となった場合において，任用の事情，当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは，当該職員には，理事長が別に定めるところにより，同項の規定に準じて，地域手当を支給する。

（住居手当）

第17条 住居手当は，次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け，月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（公立大学法人県立広島大学職員宿舍規程（平成19年法人規程第66号）の規定に基づく職員宿舍（第3号において「職員宿舍」という。）を貸与され，使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）

(2) その所有に係る住宅（理事長が別に定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの

(3) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で，配偶者が居住するための住宅（職員宿舍その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け，月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 3,300円

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。  
（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して交通機関の運賃若しくは料金（理事長が別に定める料金に限る。）又は有料の道路の料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は自転車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車又は自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が78,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1か月

当たりの運賃等相当額と78,000円との差額の2分の1を78,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が78,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と78,000円との差額の2分の1を78,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる場合の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車又は自転車等のいずれか一方を使用する場合 次表の左欄に掲げる自動車又は自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

自動車又は自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額	
	自動車を使用する場合	自転車等を使用する場合
4キロメートル未満	2,000円	2,000円
4キロメートル以上6キロメートル未満	3,500円	
6キロメートル以上10キロメートル未満	5,000円	
10キロメートル以上14キロメートル未満	7,200円	
14キロメートル以上18キロメートル未満	9,400円	
18キロメートル以上22キロメートル未満	11,600円	
22キロメートル以上26キロメートル未満	13,800円	
26キロメートル以上30キロメートル未満	16,000円	
30キロメートル以上34キロメートル未満	18,200円	
34キロメートル以上38キロメートル未満	20,400円	
38キロメートル以上42キロメートル未満	22,600円	
42キロメートル以上46キロメートル未満	24,800円	
46キロメートル以上50キロメートル未満	27,000円	
50キロメートル以上54キロメートル未満	29,200円	
54キロメートル以上58キロメートル未満	31,400円	
58キロメートル以上62キロメートル未満	33,600円	
62キロメートル以上66キロメートル未満	35,800円	
66キロメートル以上70キロメートル未満	38,000円	
70キロメートル以上74キロメートル未満	40,200円	
74キロメートル以上78キロメートル未満	42,400円	
78キロメートル以上82キロメートル未満	44,600円	
82キロメートル以上86キロメートル未満	46,800円	
86キロメートル以上90キロメートル未満	49,000円	
90キロメートル以上94キロメートル未満	51,200円	
94キロメートル以上98キロメートル未満	53,400円	
98キロメートル以上	55,600円	

ロ 自動車及び自転車等のいずれもを使用する場合 自動車又は自転車等の片道の使用距離に応じ、それぞれの交通の用具に係るイに定める額の合計額（その額が自動車及び自転車等の片道の使用距離を自動車のみを使用して通勤した場合に支給されることとなる額を超える場合は、自動車のみを使用して通勤した場合に支給されることとなる額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車又は自

転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が78,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額と78,000円との差額の2分の1を78,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月の第9条第1項に規定する給料の支給日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間(自動車又は自転車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第19条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
- 3 地方公務員、国家公務員その他理事長が別に定める者から、人事交流等により引き続き第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第20条 公立大学法人県立広島大学組織規程(平成19年法人規程第12号)第10条に規定する診療所の医療従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる職員が、当該診療所において直接患者に対して1時間以上診療業務に従事したときに支給する。

(1) 医師又は歯科医師たるもの

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師又は看護師たるもの

2 前項の手当は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 前項第1号の職員 10,000円

(2) 前項第2号の職員 800円

(時間外勤務手当)

第21条 勤務時間等規程第6条の規定に基づき正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第5条第1項の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第4条第2項又は第3項により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 前2項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(休日勤務手当)

第22条 職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給されない。

3 前2項において、「休日等」とは、勤務時間等規程第12条に規定する祝日法による休日（勤務時間等規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第25条第1項において「祝日法による休日等」という。）、毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては祝日法による休日が週休日に当たるときは理事長が別に定める日、勤務時間等規程第12条に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第13条第1項により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第25条第1項において「年末年始の休日等」という。）及びこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日をいう。

（夜間勤務手当）

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（管理職手当）

第24条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき、理事長が指定する職にある者に対して支給する。

2 管理職手当は、月額により支給するものとし、その額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第25条 前条第1項に規定する理事長が指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間が6時間を超える場合には、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第26条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ3月15日、6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときはこれらの前々日、土曜日に当たるときはこれらの前日。以下「期末手当支給日」という。）に支給する。これらの期末手当基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（第32第8項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる区分に従い、期末手当基準日以前3か月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 3月1日に係る期末手当
- イ 在職期間が3か月の場合 100分の20
  - ロ 在職期間が2か月15日以上3か月未満の場合 100分の16
  - ハ 在職期間が1か月15日以上2か月15日未満の場合 100分の12
  - ニ 在職期間が1か月15日未満の場合 100分の6
- (2) 6月1日に係る期末手当
- イ 在職期間が3か月の場合 100分の125（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この項及び第29条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）
  - ロ 在職期間が2か月15日以上3か月未満の場合 100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の84）
  - ハ 在職期間が1か月15日以上2か月15日未満の場合 100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の63）
  - ニ 在職期間が1か月15日未満の場合 100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の31.5）
- (3) 12月1日に係る期末手当
- イ 在職期間が6か月の場合 100分の130（特定幹部職員にあっては、100分の110）
  - ロ 在職期間が5か月以上6か月未満の場合 100分の104（特定幹部職員にあっては、100分の88）
  - ハ 在職期間が3か月以上5か月未満の場合 100分の78（特定幹部職員にあっては、100分の66）
  - ニ 在職期間が3か月未満の場合 100分の39（特定幹部職員にあっては、100分の33）
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの期末手当基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの（職務の級が3級である職員にあっては、理事長が別に定めるもの）及び教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に就業規則第41条第5号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に就業規則第22条第2号又は第3号の規定により解雇された職員
- (3) 期末手当基準日前1か月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、期末手当支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該期末手当支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 一時差止処分を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、勤勉手当基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日に当たるときはこれらの前々日、土曜日に当たるときはこれらの前日。以下「勤勉手当支給日」という。)に支給する。これらの勤勉手当基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員(第32条第8項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの勤勉手当基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第26条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条及び第28条中「期末手当基準日」とあるのは「勤勉手当基準日」と、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第30条 正規の勤務時間に職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第15条及び第16条に規定する休暇(以下「有給休暇」という。)による場合その他その勤務しないことについて理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第31条 第21条第1項及び第2項並びに第22条第2項の規定は、第24条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

( 休職者の給与 )

- 第32条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において更に1年まで延長して、これを支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80並びに期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第15条第1項第3号から第5号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 第3項の規定による休職者の期末手当については、期末手当基準日以前3か月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間から当該在職期間内におけるその者の同項の規定による休職の期間を除いた期間（以下「休職期間を除いた在職期間」という。）に応ずる期末手当を支給するものとする。
- 7 前項の場合において、休職期間を除いた在職期間が1か月15日（期末手当基準日が12月1日であるときは3か月）に満たない者（理事長が別に定める者を除く。）の期末手当については、第26条第2項各号の二の割合はこれらの規定にかかわらず、それぞれ同項各号のイに掲げる割合に100分の48を乗じて得た割合を超えない範囲内において理事長が別に定める割合とする。
- 8 第2項ただし書又は第3項の規定の適用を受ける職員が、第2項ただし書又は第3項に規定する期間内で、期末手当基準日又は勤勉手当基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給については、第27条及び第28条（第29条第5項において準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第8項」と読み替えるものとする。

(育児休業をしている職員等の給与)

第33条 育児休業等規程第3条第1項の規定により育児休業をしている職員に対しては、その期間について給与を支給しない。

2 第26条第1項に規定するそれぞれの期末手当基準日に育児休業をしている職員のうち、期末手当基準日以前3か月以内(期末手当基準日が12月1日であるときは、6か月以内)の期間において勤務した期間(理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該期末手当基準日に係る期末手当を支給する。

3 第29条第1項に規定するそれぞれの勤勉手当基準日に育児休業をしている職員のうち、勤勉手当基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該勤勉手当基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 職員が育児休業等規程第11条の規定により部分休業をし、又は介護休業規程第3条第1項の規定により介護休業をして勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第21条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(補則)

第34条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(地域手当に係る経過措置)

2 当分の間、職員に対し、第15条又は第16条の規定による地域手当のほか、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の0.56を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(給与の半減に係る経過措置)

3 当分の間、第30条の規定にかかわらず、職員が次の各号に掲げる事由により、それぞれ当該各号に定める日から起算して90日(結核性疾患又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病にあつては1年、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者にあつては180日)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該事由に係る期間の給与は、1時間につき、第21条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の半額を減額して支給する。

(1) 負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)又は疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除き、予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)を原因とする有給休暇 当該有給休暇の開始の日

(2) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第68条の規定による就業禁止の措置 当該措置の開始の日

(承継職員に係る経過措置)

- 4 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）のこの規程の施行日（以下「施行日」という。）における職務の級は、施行日の前日において職員の給与に関する条例（昭和26年条例第22号。以下「給与条例」という。）の規定によりその者の属していた級と同一とする。
- 5 承継職員の施行日における号給は、施行日の前日において給与条例の規定によりその者が受けていた号給及び当該号給を受けていた期間に応じて決定する。
- 6 施行日の前日に給与条例の規定により認定されていた承継職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、支給要件に係る事実に変更がない限り、この規程により認定されたものとみなす。
- 7 施行日の前日において、承継職員から、広島県に対しなされていた給与の振り込みの申出は、特段の申出がない限り、施行日において当該承継職員から第3条第2項の規定によりなされたものとみなす。
- 8 承継職員のうち、その者の受ける給料月額が、給与条例の規定により平成18年3月31日において受けていた給料月額（公立大学法人県立広島大学役員報酬規程等の一部を改正する規程（平成21年法人規程第 号）の施行の日において次表に掲げる職員以外の職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.82を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

給 料 表	職務の級	号 給
教育職給料表	1 級	1号給から32号給まで
	2 級	1号給から12号給まで
一般職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から8号給まで

- 9 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 施行日以降に新たにこの規程による給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第11条第2項、第24条第2項及び第26条第4項（第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ）の適用については、第11条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第8項から第10項までの規定による給料の月額との合計額」と、第24条第2項及び第26条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（給料の特例）

1 2 職員の給料月額、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第5条から第8条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもののうち、第24条第1項の規定により管理職手当を支給されるもの（同条第2項に基づき、法人細則で定める管理職手当の区分が1種又は2種とされている職を占めるものに限る。） 100分の7.5

(2) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるもののうち、第24条第1項の規定により管理職手当を支給されるもの（前号に掲げる職員を除く。） 100分の5.5

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の3.75

1 3 特例期間における職員の第11条に規定する給料の調整額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額からその額の特定割合に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（管理職手当の特例）

1 4 第24条第1項の規定により支給する管理職手当の額は、特例期間において、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額からその額の特定割合に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（特例期間における手当等の額の算出の基礎となる給料等の月額）

1 5 前3項の規定にかかわらず、この規程の規定により支給する手当（第15条及び第16条並びに附則第2項に規定する地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。）、第26条に規定する期末手当並びに第29条に規定する勤勉手当を除く。）の額のそれぞれの算出の基礎となる給料月額、給料の調整額及び管理職手当の額は第5条から第8条まで、第11条及び第24条第2項の規定により定められた額とし、公立大学法人県立広島大学職員退職手当規程（平成19年法人規程第67号）の規定により対象職員に支給する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は第5条から第8条までの規定により定められた額とする。

（特例期間における承継職員の経過措置）

1 6 附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する次表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第12項	定められた給料月額	定められた給料月額と附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額
附則第13項	同条の規定により	同条及び附則第11項の規定により
附則第14項	同項	同項及び附則第11項の規定により
附則第15項	、給料の調整額及び管理職手当の額は第5条から第8条まで、第11条及び第24条第2項	は第5条から第8条までの規定により定められた給料月額と附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額と、給料の調整額は第11条及び附則第11項の規定に

		より定められた額と、管理職手当の額は第24条第2項及び附則第11項
--	--	-----------------------------------

別表第1(第5条関係)

教育職給料表

職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	204,600	265,400	316,200	408,000
2	206,800	268,500	319,600	410,500
3	209,000	271,600	323,100	413,000
4	211,200	274,700	326,600	415,500
5	213,300	277,800	330,200	418,100
6	215,500	280,600	333,700	420,600
7	217,700	283,400	337,200	423,100
8	219,900	286,100	340,700	425,600
9	222,200	288,900	344,300	427,900
10	224,600	291,800	347,600	430,400
11	227,000	294,700	350,900	432,900
12	229,400	297,600	354,200	435,400
13	231,700	300,200	357,500	437,700
14	234,100	302,800	360,000	440,000
15	236,500	305,300	362,600	442,400
16	238,900	307,800	365,200	444,800
17	241,100	310,200	367,900	447,300
18	244,200	313,000	370,200	449,700
19	247,300	315,800	372,500	452,100
20	250,400	318,600	374,800	454,500
21	253,500	321,200	377,000	457,000
22	256,600	324,000	379,100	459,400
23	259,700	326,800	381,200	461,800
24	262,800	329,600	383,300	464,200
25	265,800	332,100	385,300	466,700
26	268,800	334,600	387,200	469,100
27	271,800	337,100	389,100	471,500
28	274,800	339,600	391,000	473,900
29	277,800	342,000	393,000	476,300
30	280,500	344,200	394,800	478,700
31	283,200	346,400	396,600	481,000
32	285,900	348,600	398,400	483,400
33	288,500	350,900	400,200	485,800
34	291,400	353,200	402,000	488,100
35	294,200	355,500	403,800	490,400
36	297,000	357,800	405,600	492,700
37	299,800	359,900	407,200	495,000
38	302,100	362,000	408,900	497,000
39	304,400	364,100	410,600	499,000
40	306,700	366,100	412,300	501,000

41	308,900	368,100	414,000	503,100
42	310,100	370,000	415,700	505,000
43	311,300	371,900	417,400	506,900
44	312,500	373,800	419,100	508,800
45	313,600	375,800	420,600	510,800
46	314,800	377,600	422,200	512,700
47	316,000	379,400	423,800	514,600
48	317,200	381,200	425,400	516,500
49	318,200	383,100	427,000	518,500
50	319,300	384,900	428,300	520,300
51	320,400	386,700	429,600	522,200
52	321,500	388,500	430,900	524,100
53	322,700	390,100	432,100	526,100
54	323,800	391,700	433,200	527,800
55	324,900	393,300	434,300	529,500
56	326,000	394,900	435,400	531,200
57	327,100	396,300	436,600	533,000
58	328,200	397,800	437,700	534,300
59	329,300	399,300	438,800	535,600
60	330,300	400,800	439,800	536,900
61	331,400	402,200	440,900	538,200
62	332,500	403,700	442,000	539,200
63	333,600	405,200	443,100	540,200
64	334,700	406,700	444,200	541,200
65	335,700	408,100	445,200	542,000
66	336,800	409,300	446,200	542,900
67	337,900	410,500	447,200	543,800
68	339,000	411,700	448,200	544,700
69	340,000	412,900	449,300	545,600
70	341,100	413,900	450,300	546,500
71	342,200	414,900	451,300	547,400
72	343,300	415,900	452,300	548,300
73	344,200	416,900	453,400	549,200
74	345,200	417,800	454,400	550,100
75	346,200	418,600	455,400	551,000
76	347,200	419,500	456,400	551,900
77	348,300	420,200	457,400	552,800
78	349,300	420,800	458,100	553,700
79	350,300	421,400	458,800	554,600
80	351,300	422,000	459,500	555,500
81	352,300	422,600	460,300	556,400
82	353,300	423,200	461,000	
83	354,300	423,800	461,700	
84	355,300	424,400	462,400	
85	356,200	424,900	462,900	
86	356,900	425,500	463,600	
87	357,600	426,100	464,300	

88	358,300	426,700	465,000
89	359,100	427,200	465,500
90	359,700	427,800	466,200
91	360,300	428,400	466,900
92	360,900	429,000	467,600
93	361,500	429,400	468,100
94	362,000	429,900	468,800
95	362,500	430,400	469,500
96	363,000	430,900	470,200
97	363,600	431,500	470,700
98	364,100	432,000	471,400
99	364,600	432,500	472,100
100	365,100	433,000	472,800
101	365,600	433,600	473,300
102	366,100	434,100	
103	366,600	434,600	
104	367,100	435,100	
105	367,700	435,700	
106	368,200	436,200	
107	368,700	436,700	
108	369,200	437,200	
109	369,800	437,800	
110	370,300	438,300	
111	370,800	438,800	
112	371,300	439,300	
113	371,900	439,900	
114	372,400	440,400	
115	372,900	440,900	
116	373,400	441,400	
117	373,900	442,000	
118	374,400		
119	374,900		
120	375,400		
121	375,900		
122	376,400		
123	376,900		
124	377,400		
125	377,900		
126	378,400		
127	378,900		
128	379,400		
129	379,900		
130	380,400		
131	380,900		
132	381,400		
133	381,900		
134	382,400		

135	382,900		
136	383,400		
137	383,900		
138	384,400		
139	384,900		
140	385,400		
141	385,900		

備考 この表は，教授，准教授，講師，助教及び助手に適用する。

別表第2(第5条関係)

一般職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900		
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700		

48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500	
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200	
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900	
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400	
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000	
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700	
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400	
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900	
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600	
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300	
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000	
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500	
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200	
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900	
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600	
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100	
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500		
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200		
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900		
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400		
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100		
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800		
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500		
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000		
86	239,700	295,900	344,700	386,100			
87	240,400	296,300	345,200	386,700			
88	241,100	296,700	345,700	387,300			
89	241,900	297,000	346,100	388,000			
90	242,400	297,400	346,600	388,600			
91	242,900	297,800	347,100	389,200			
92	243,400	298,200	347,600	389,800			
93	243,700	298,400	347,900	390,500			
94		298,800	348,400				
95		299,200	348,900				
96		299,600	349,400				
97		299,800	349,700				
98		300,200	350,200				
99		300,600	350,700				
100		301,000	351,200				

101	301,200	351,500					
102	301,600	351,900					
103	302,000	352,300					
104	302,400	352,700					
105	302,600	353,200					
106	303,000	353,600					
107	303,400	354,000					
108	303,800	354,400					
109	304,000	354,900					
110	304,400	355,300					
111	304,800	355,700					
112	305,200	356,100					
113	305,400	356,600					
114	305,800						
115	306,200						
116	306,600						
117	306,800						
118	307,100						
119	307,400						
120	307,700						
121	308,100						
122	308,400						
123	308,700						
124	309,000						
125	309,400						

備考 この表は、教育職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

附 則（平成19年法人規程第113号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の公立大学法人県立広島大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定（改正後の給与規程第29条第2項の規定を除く。）は平成19年4月1日から、改正後の給与規程第29条第2項の規定は平成19年12月1日から適用する。  
（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第2条の規定による改正前の公立大学法人県立広島大学職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、理事長が定める職員の改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、理事長が定めるところによる。  
（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）
- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が

適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(管理職手当に関する経過措置)

- 改正後の給与規程附則第8号から10号までの規定による給料を支給される職員のうち、その者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員に関する第3条の規定による改正後の公立大学法人県立広島大学職員給与規程第24条第2項の規定の適用については、平成24年3月31日までの間は、同項中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と附則第8号から第10号までの規定による給料の額との合計額」とする。

(給与の内払)

- 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成20年法人規程第10号)

(施行期日等)

- この規程は、平成20年12月22日から施行し、改正後の公立大学法人県立広島大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、同年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人県立広島大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成21年法人規程第2号)

(施行期日等)

- この規程は、平成21年2月4日から施行し、改正後の公立大学法人県立広島大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人県立広島大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成21年法人規程第11号)

(施行期日)

- この規程は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年3月に支給する期末手当の額は、第3条の規定による改正後の公立大学法人県立広島大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)第26条第2項から第3項まで若しくは第32条第1項から第3項まで若しくは第5項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、平成21年6月に支給された勤勉手当及び同年12月に支給された勤勉手当の合計額に150分の10(改正後の給与規程第26条第2項第2号イに規定する特定幹部職員にあっては、190分の10)を乗じて得た額(理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則(平成21年法人規程第13号)

この規程は、平成22年1月1日から施行する。